

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

下関市長 前田 晋太郎

市町村名 (市町村コード)	下関市 (35201)
地域名 (地域内農業集落名)	吉田地区 (中之岳集落、湯谷集落、南足河内集落、北足河内集落、上市集落、中市集落、下市集落、上貞恒集落、中貞恒集落、宗地集落、埴生口集落、柳瀬集落、今山集落、大上集落、金ヶ峠集落、向河内集落、下川久保集落、小倉集落、駒辻集落、土井集落、向土井集落、諏訪集落、錦町集落、上肥田集落、下肥田集落、木屋集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 2月16日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>当地域は、三方が菊川町(旧豊浦郡菊川町)、美祢市、山陽小野田市と隣接し、下関市の北東部の水田が広がる中山間地域であり、水稻、麦、大豆等の土地利用型作物だけでなく、なす、さといも等の園芸作物の生産も盛んに行われている。</p> <p>地域内の担い手のうち、法人は不在地主や高齢化により営農を断念した農地を中心に集積して、水稻、小麦、大豆等の土地利用型作物の経営を行い、農地の維持管理に取り組んでいる。また個人の認定農業者と担い手は水稻や野菜を主体とした経営を行っている。</p> <p>今後、離農や高齢化が進み、遊休農地の発生が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、法人や地域の担い手を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。</p> <p>【地域の基礎的データ】 農業者:109人(うち69歳以下32人)、団体経営体(法人、集落営農組織等)1経営体 主な作物:水稻、小麦、大豆、なす、さといも</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>ほ場整備実施中の諏訪地区においては、(農)吉田ファームに集約化を進め、肥田地区については、(農)吉田ファームと認定農業者である2経営体に集約化を進める。</p> <p>また、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるように必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。</p> <p>農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	280.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	269.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
吉田地区の遊休農地の発生を防止するため、離農や経営規模を縮小する出し手がいる場合は、(農)吉田ファームを中心に農地の集約化を図っていく。 ほ場整備が実施されている諏訪地区の農地利用は、ほ場整備完了後は(農)吉田ファームが担い、肥田地区の農地利用は、ほ場整備完了後は、(農)吉田ファーム及び個人の認定農業者を中心に農地の集約化を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として機構に貸し付ける。 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、諏訪地区及び肥田地区において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。 吉田上、吉田北地区については、ほ場の再整備事業を検討する。 老朽化しつつある水路や農道については、永続的に農業生産を行うための農地及び体制を整備する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、吉田地区担い手確保協議会を中心に、市、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できるヘリ防除作業や水稻育苗は、山口県農業協同組合への委託を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの見撃や被害発生場所等の情報の共有化を図り、侵入防止柵やネット等の設置や捕獲檻の設置により鳥獣害防止対策を行う。また侵入防止柵の設置にあたっては、補助金の活用を検討しながら、従来の集落全体を囲む方法に加え、ほ場全体を囲む方法にも取り組む。
- ③農作業の効率化を図り、省力化や作業負担の軽減を図るため、スマート農機の導入を進める。
- ⑨畜産農家と連携した堆肥散布や飼料作物の栽培などを行い、耕畜連携に取り組む。
- ⑩新規・特産化作物の導入方針については、山口県農業協同組合、下関農林事務所の情報提供や提案を受けながら、地区にあった作物を検討し、取り組む。
地域内では、今後、不在地主が増加し、貸付の意向を把握することが一層難しくなることが想定されるため、関係機関と連携して情報収集を行い、農地集積が円滑にすすむよう努める。